

令和5年度の住民税非課税世帯などに対する追加支援 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金(追加給付分)

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえて、家計への影響が大きい世帯を支援するための給付金が支給されます。

支給額

1世帯につき7万円

対象

令和5年12月1日(基準日)に

住民税非課税世帯

旭市に住民登録がある、次のいずれかに該当する世帯

均等割が非課税である世帯

※被扶養世帯(住民税が課税されている子や親などに扶養されている世帯)も給付の対象

家計急変世帯

予期せず令和5年1月～12月の間に、世帯全員の収入が減少し、その間の任意の1か月の収入×12の額が別表に示す額以下になる世帯

申請手続き

確認書による手続き

世帯全員の住民税が非課税であることを確認できた世帯には、1月下旬に確認書が届きます。内容を確認し必要事項を記入の上、同封された返信用封筒で返送してください。

返送期限／3月29日(金) ※消印有効。

申請書による手続き

確認書が届いていない住民税非課税世帯や家計急変世帯は、申請が必要です。

提出期間／1月22日(月)～3月29日(金) ※消印有効。

配布先／市役所、海上庁舎、旭市保健センター、ひかた市民センター、旭市社会福祉協議会の窓口のほか、市ホームページからダウンロードできます。

提出方法／郵送か持参 ※混雑緩和のため、郵送による提出に協力してください。

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市ニの

2132 住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金担当窓口(社会福祉課社会班内)

場所・市役所1階 歴史を学ぶ場
受付時間・平日の午前9時～午後4時

☎62-5376

大切な森林を守り、自然環境を保全

令和6年度から「森林環境税」の課税が始まります

森林は、地球温暖化防止や環境保全、水の浄化など、さまざまな場面で私たちの暮らしを支えています。大切な森林を適切に整備・管理するために、令和6年度から「森林環境税」の課税が始まります。

森林環境税とは

国税として1人年額1,000円を個人住民税の均等割と合わせて、市町村が徴収するものです。

市民の負担は

東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までは、年額1,000円が個人住民税の均等割として徴収されていました。この措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されるため、別表のとおり実質的な負担額は変わりません。

税収の使い道は

税収は、森林面積や林業就業者数などに応じて、国から市町村と都道府県に「森林環境譲与税」として配分され、森林の整備や担い手の確保、木材利用の促進・普及啓発など

【別表】負担額の比較

税目	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税	-	1,000円
個人住民税(均等割)	5,000円	4,000円
合計	5,000円	5,000円

に充てられます。

市では、東日本大震災や松くい虫によって、大きな被害を受けている海岸保安林の整備に優先して充てる方針です。

問い合わせ先

●森林環境税について

税務課課税班(☎62-5321)

●森林環境譲与税の使い道について

農水産課農業基盤整備班(☎74-3660)